

I 第 1 号議案・2010 年度の総括・2011 年度方針（案）

はじめに

東日本大震災から 6 ヶ月が来ようとしています。いまだに 9 万 3 千人以上（6 月 8 日現在）が避難生活を続けています。震災からの復旧と復興、福島第一原発事故からの早期収束を願う国民の願いに反して、財界主導の復興支援策や原発の再稼働をもくろむ菅首相は構造改革への回帰の姿勢を露骨に示しています。国民は原発ゼロの運動に見られるように、全国各地で被災地の真の復興と放射能汚染被害からの救済を求めて闘っています。

6 月 11 日には東京都内の環境保護団体が呼び掛けた脱原発 100 万人アクションが国内 140 カ所に広がりました。ルポライターの鎌田慧さんや音楽家の坂本龍一さんは原発廃止 1000 万署名と 9.19 集会を提起しています。全労連が呼び掛けた 7.2 原発ゼロ集会には 2 万人が参加するなど大きく盛り上がりを見せました。また、全国 54 基の内停止している原発を首長が再稼働を許可しない事態も生まれ、自然エネルギーへの転換を求める声が急速に広がっていることを示しています。朝日新聞の世論調査では原発の段階的廃止が 74%（6/14）になっています。

今回の震災と原発事故では国民の命と安全を守る国の役割や雇用のあり方が根本的に問われています。被災者中心の生活再建支援法、支援金や義援金の早期支給、原発被災者への仮払金支給など、政府の対応は被災者の生活実態を反映していません。また、生活に対する補償では避難所生活者への食糧支援額の改善、仮設住宅居住者への食糧支援が止められるなどの自己責任論、生活保護者の義援金支給後の保護はずしなどが、憲法に照らして国の指導は違憲とする専門家からの意見が出されています。

第 23 回定期大会では、東日本大震災を契機に露呈した資本主義経済の矛盾に国民の多くが気付きはじめ、とりわけ原発の廃止を巡っては政治の根幹にかかわる問題として、国民の間で主体的な変化が現れています。私達はこの問題でより多くの市民・県民と結びつき、雇用でも憲法でも経済でも構造改革路線を進める政府・財界との対決点を明確にしながら、運動を発展させる必要があります。

1. 2010 年 9 月の大会以降の経過を概括して

(1) 県労幹事会（1 月 29 日）までの経過

①県労会議は 9 月 4 日に第 22 回の定期大会を開き、9 月からディーセントワークの運動を開始しました。10 月には第 10 回地方自治研究集会が開催され、全国から 3125 人が参加して 2 日間の集会・分科会を成功しました。県労会議は現地実行委員会団体として奮闘してきました。10 月から 11 月にかけて、民間の秋年末一時金の闘いや公務の確定闘争を支援しながら、就職連に結集した雇用を守る運動や就労支援の取り組みなどを行ってきました。12 月入って、継続した運動で沖縄普天間基地撤去と辺野古への移設を許さない署名・宣伝

活動などを力に日本平和大会成功のために力を結集してきました。

②2010年の年末は年越し派遣村に頼らない年末を迎えようと、派遣労働者支援センターが実践的に運動する中で、弁護士会が中心となった運動が全国的に取り組みられました。11月26日にはハローワークでワンストップサービスが実施され、12月19日～20日には岡山弁護士会が中心となって雇用・生活相談が行われました。県労会議は裏方に徹した支援を行いました。

③女性部が2年ぶりに9月18日に大会を開き、中央の集会や大会にも参加して、ディーセントワーク運動の先頭に立って活動を再開したことは画期的でした。

④1月29日に幹事会を開き春闘方針を決定しました。幹事会後の学習会では昨年から取り組んでいる日本航空の大量解雇、整理解雇に反対する取り組みを強化することも合わせて、航空労組連絡会から事務局長を迎えて学習会を行いました。

⑤保育の規制緩和に反対する取り組み

「保育所を増やして待機児をなくしてほしい」「誰もが安心して子育てできる環境を」など、保育・子育て充実の願いは切実な要求になっています。しかし、民主党政権は「子ども・子育て新システム」として国と自治体が責任を持つ福祉から保育をはずし、保護者の自己責任による「事業者と契約する託児サービス」に変質させようとしています。子育てを産業化して保育の規制緩和と市場化を経済政策として打ち出しています。県労会議は11月9日から3日間、県内自治体を訪問して子育て新システムに反対する国への意見書提出を求める請願・陳情キャラバンを行いました。その結果、県内28議会の内、16議会で意見書が採択されました。県労会議の提案した意見書は岡山県と岡山市で継続市議となりましたが、他団体の出した同趣旨の意見書が採択されました。

⑥1月24日から公契約に関する自治体キャラバンに取り組みました。昨年11月から県内の自治体へアンケートを送り、自治体内の職員数や公契約の調査を行いました。この結果に基づき県内の自治体との懇談を行いました。

*全体として全労連が提起するディーセントワーク運動を前面に、労働者派遣法のすみやかな改定や日本航空の大量解雇に反対する宣伝、非正規労働者や公契約などの雇用に関わる問題を自治体と懇談してきました。働くルールが破壊される状態が進行している中で、この問題を問いつける県労会議の運動はますます重要であり、様々な分野・階層での闘いの強化が求められています。

(2) 幹事会 (1月29日) 以降の情勢と運動を振り返って

1) 東日本大震災の影響を受け、政治も経済もすべてが一変

①2月に入って、春闘全体の盛り上げのために2.23地域総行動や3.6学習総決起集会などに取り組みました。しかし、東日本大震災以降、日本の政治と経済は一変し2011春闘は様変わりしました。「春闘どころではない」という声が聞こえる中で、県労会議は震災募金運動を展開しながら、地道に労働者の権利や国民生活を改善、労働者の賃上げを訴える宣伝

を継続してきました。県労会議に結集する各産別は交渉を一時中断する中で震災支援に力を尽くし、春闘交渉でも成果を引き出しました。

②3月11日に発生した東日本大震災は岩手、福島、宮城県に甚大な被害を及ぼしました。災害から2ヵ月以上が経過した時点で、死者15,234人、行方不明8,616人、避難者102,484人(5/26現在)となり、神戸・阪神大震災のとき以上に復興のための具体的な支援と、継続した被災者の救援活動が求められています。県労会議は震災発生に3日後から義援金を訴えて街頭に立ちました。定期的に行っている宣伝活動と並行して集めた義援金は2週間で30万円を超えました。反面、他の運動への関心が薄れ、震災から1ヵ月程度は署名の内容如何を問わず、どの街頭署名も1ケタに止まりました。

③全労連は3月14日に対策本部を立ち上げ、震災メールニュースの発信で全国に被災状況を伝えました。全労連が全国的な支援物資の協同発送とボランティア活動を具体化できたのは、震災から2週間経過した3月25日でした。それまでは道路の復旧作業が滞り、一般人の現地入りが困難な状況でした。県労会議は要請に応じて4月18日～26日の9日間、ボランティアの派遣を行いました。

④ボランティア派遣は各産別でも行われ、自治労連は積極的なボランティア派遣を行いました。県労会議は5月19日震災支援報告会を開き、青年を中心に12名が参加しました。ボランティアとして参加した弓田事務局員の話を中心に熱心に聞き入りました。報告は、「力で防ぐ防波堤は役に立たなかった。支援物資の仕分け作業が難航して被災者に必要な物資が届けられず山積みになっている。自治体職員が献身的に奮闘している」など、現地に行かなければ分からないことばかりで、これから行こうとしている参加者からは、「参考になった」と感想が語られました。

⑤震災後、政府は「被災者への思いや全国的支援の状況から選挙どころではない」という国民の反対を押し切って、被災地域を除き統一地方選挙実施を強行しました。全労連に結集する組合員や民主団体の会員は、「震災復興支援と震災の教訓を自治体の防災見直しの選挙にしよう、原発を止めて自然エネルギーへの転換を」と選挙活動に立ち上がり、選挙活動の自由と要求実現の立場で奮闘しました。

保守的な議員や大政党の会派からは選挙活動への自粛が呼びかけられ、震災を押し切った選挙にも関わらず公約もせず、議会制民主主義と選挙制度を軽視する統一地方選挙となり、歴史に汚点を残すものとなりました。

⑥同時に行われた都知事選挙では、出馬を拒否していた石原都知事が選挙直前になって出馬表明をして圧倒的な支持を得て再選しました。石原都知事は東日本大震災を前に、「震災と津波は天罰」と発言して被災住民をはじめ全国民の批判を浴びましたが、マスコミは報道を控えました。石原知事は発言を「震災による電力不足は深刻だが、電気の使いすぎをこの際見直す」とごまかし、反省の言葉もありませんでした。都知事選挙は都政の無駄使い福祉対策、防災対策などが争点として浮上せず、東国原前宮崎県知事やワタミの社長など個人の人気をマスコミがあおる都知事選挙となりました。人気投票で再選を果たすとい

う政策論争抜き選挙の選挙は議会制民主主義が問われる結果となりました。

⑦今回の震災は福島第一原発の事故に繋がり、炉心溶融という最悪の結果になりました。半径 20 キロ以内が警戒区域となり周辺住民が強制避難させられる事態となりました。これにより、地域住民が築いた酪農や農業の特産品など、土地も家畜もすべての財産が一瞬の内に放射性物質によって汚染され、数 10 年間は故郷に帰ることができない状態となりました。原発事故は今も収束の見通しさえありません。

⑧原発事故を契機に国と電力会社による安全神話が問題となりましたが、東電は、「想定外」として責任を曖昧にしようとしています。菅政権も原発行政の白紙撤回を言いながら、OECD の会議でも自然エネルギーとの共存を掲げ、原発依存から抜け出せていません。

⑨政府と財界は震災を契機に復興構想会議を興し、震災復興に名を借りた財界主導の復興構想に転嫁し始めています。被災地住民本位の復興ではなくて、農業地帯を企業が被災者生活支援を理由に買い上げ、大規模な農業会社を運営して、被災地農民が社員として雇用されるものであり、漁業では、宮城県の村井知事が提唱する「水産業復興特区構想」も同じ構図で養殖の漁業権を企業が買い取り、漁民を会社員として雇用する構想です。こんなことをすれば農業も漁業も活力を失い、会社も景気が悪くなれば撤退するという無責任な構想となります。また、政府と財界は復興財源を復興税や消費税増税に求める考えを示し、その露払いとなったのが公務員賃金の引き下げです。大企業の内部留保や不要不急の財界のための開発予算、そして思いやり予算などの軍事費には一切手を付けない考えです。

* 原発事故の収束は長期の様相となりました。震災では国民の生活の安定と国民全体で復興を支える経済の立て直しが重要にも関わらず、政府は震災を利用して公務員給与の削減や基幹税の導入（消費税増税を含む）、社会保障制度改悪など構造改革への回帰路線に踏み出しました。原発事故の補償も国の支援という形で国民負担を求める政策（原子力損害賠償支援機構）を打ち出しています。自公との大連立などで議員の比例定数削減を政策協定にするなどの動きも活発化し始めました。県労会議は全労連に結集しながら 6 月から震災復興と被災者救済、原発事故被害者への補償や老朽化した原発の廃止や自然エネルギーへの転換を求める署名の取り組みを始めました。この闘いは財界の利益を擁護しようとする政府と国民要求との決定的な対決構造を示しています。この運動を継続・発展させて国民世論を政治や制度を変える方向に導くことが必要です。組合員の総力を結集した闘いが求められています。

2) 日本航空の整理解雇撤回を求める宣伝

2010 年 12 月 31 日、日本航空は航空乗務員 81 人と客室乗務員 84 名の計 165 名の整理解雇を強行しました。日本航空は放漫経営による赤字が原因で経営破綻し、会社更生法の適用を受け経営体質の改善と合理化が迫られていました。当初の希望退職者の募集 1500 人に対して 1733 人が応じることで計画は達成したかに見えましたが、日航は整理解雇の必要性がない（稲盛会長発言）にもかかわらず、年末になった解雇を強行しました。この整理

解雇はこれまでの判例で確立している整理解雇の4要件をなし崩し的に否定するもので、働く者の権利を一方的に否定し経営者の解雇権の乱用と言えるものです。県労会議は合理化の段階で航空労組の交渉を後押しする宣伝を行ってきました。整理解雇後も争議や裁判闘争を支援する宣伝・署名に毎月取り組んできました。

3) TPP（環太平洋連携協定）に反対する宣伝行動

政府はアメリカの圧力に屈して、TPPで関税の撤廃をもくろんでいます。

県労会議は署名・宣伝と合わせて、JA岡山から講師を招き3月23日学習会を開きました。また、3.17全国統一行動では震災支援募金と並行してTPP反対の運動に取り組みました。メーデーではJA岡山に挨拶を申し入れ、共同の取り組みを追求しました。

2. 賃金闘争

(1) 公務員の賃金闘争

1) 自治労連・高教組などの確定闘争

①人事院は8月10日公務員の給与等の勧告を行いました。56歳以上の1.5%引き下げ、40歳以上の給与表の平均を1.5%引き下げ、一時金を年間0.2ヶ月削減して3.95ヶ月とするもので、公務員の定員削減や非正規化の中で厳しい勧告となりました。また、非正規職員に対する雇用期限を3年とする姿勢を崩していないことも、地方における雇止めへの波及が懸念され、内需を拡大して景気の回復を願う労働者・国民の願いに背を向けた内容となりました。

②人事院勧告、岡山市人事委員会勧告をめぐる攻防は、自治労連が11月12日に山場を迎えました。倉敷市では当局が56歳以上の賃下げ方針を譲らず、交渉は決裂し市職労は「議会開会前で解決するため、早期の交渉再開」へ岡山県労働委員会にあっせんを申請しました。あっせんを受けて交渉を行いましたが56歳以上の削減はやむなく、高梁、笠岡では阻止し国準拠を一定阻止する結果となりました。

岡山県人事委員会に対しては、高教組が9月17日、公務共闘会議が9月22日に交渉・要請を行い、7%の独自賃金カットが2年目を迎えている中で、国人勧に追随したマイナス勧告を行うことのないよう求めました。10月17日に出された岡山県人事委員会勧告は、私たちの要求を一定反映し、全国でも稀な0.33%の月例給引き上げとともに、56歳以上の賃金削減に触れないものとなりましたが、一方で一時金0.2月分引き下げというものでした。

高教組は3年連続の一時金削減は受け入れられないとして、10月29日の第1回交渉に続き、15日の交渉では一歩も譲らない決意で臨み、10年度一時金の削減を0.1月分に押しとどめるとともに、非常勤講師の時間給を引き上げさせました。

(2) 公務共闘・地域主権改革・地方公務員削減に反対する闘い

1) 人事院勧告による公民賃金の引き下げに反対する取り組み

①公務共闘会議は9月22日、岡山県人事委員会を訪ねて、人事委員会勧告をそのまま実施すれば公務員の士気は低下し、民間へも波及するとして賃下げ勧告を行わないように要請しました。岡山県はすでに7%の独自賃金カットをしており、これ以上の賃下げは県民の生活や経済失速にもつながりかねない大きな影響が予想されると強調しましたが、人事委員会事務局は「民調による比較を粛々と行うことが私たちの責務」と、従来の姿勢を崩しませんでした。

②人事院勧告をめぐる攻防は自治労連が11月12日、公立高校は15日に山場を迎えました。高教組は3年連続の削減で最大で一万円の削減になるとして、10月29日の第1回交渉に続き、15日の交渉では一步も譲らない決意で臨み、非正規職員の時間給を引き上げました。

結果は年間賃金の0.1ヵ月削減で年間一時金は3.95ヵ月となりました。倉敷市では当局が56歳以上の賃下げ方針を譲らず、交渉は決裂し市職労は「議会開会前で解決するため、早期の交渉再開」へ岡山県労働委員会にあっせんを申請しました。あっせんを受けて交渉を行いました。56歳以上の削減はやむなく、高梁、笠岡では阻止し国準拠を一定阻止する結果となりました。

(2) 公務共闘・地域主権改革・地方公務員削減に反対する闘い

1) 人事院勧告による公民賃金の引き下げに反対する取り組み

公務共闘会議は9月22日、岡山県人事院を訪ねて人事院勧告をそのまま実施すれば公務員の士気は低下し、民間へも波及するとして賃下げ勧告を止めるように要請しました。岡山県はすでに7%の賃金カットをしており、これ以上の賃下げは県民の生活や経済失速にもつながりかねない大きな影響が予想されると強調しましたが、合意には至りませんでした。

2) 地域主権改革と公務員削減に反対する運動

2011年2月から3ヵ月間、県国公は地域主権にもとづく国家公務員減らしと公務の地方移譲に反対し、地方自治体へ行政サービスを丸投に対する反撃として、岡山駅前では早朝宣伝に取り組みました。職場から県国公の仲間が毎月参加をして、2月9日の宣伝では15名が参加しました。この宣伝では県労会議と自治労連の仲間も参加して、政府が地域主権改革の一環としてすすめている保育新システムの問題点や国が公的保育の責任を放棄しようとしていることも合わせて訴えました。

3) 震災を理由にした公務員賃金削減反対

菅政権は震災を理由に公務員賃金削減を打ち出しました。民主党政権は公務員賃金2割カットを選挙公約していましたが、震災をチャンスとして総務省の片山大臣が連合の公務員労組連絡会との間に合意(5月23日)を取り付けました。全労連の公務共闘との交渉が決裂しても法律を提案するという暴挙を強行(27日)しました。県労会議に結集する公務共闘は、公務員賃金削減に反対する早朝宣伝を5月31日から6月7日までの3日間、合同庁舎前、駅前、県庁周辺で行いました。

*これらの運動を通して公務共闘の結束が高まり、6月22日に第10回の総会が6年ぶり

に開催されました。中央段階では人事院の解体を許さない闘いは重要となり、秋の交渉では公務員賃金削減を地方に適応させない運動と闘いが必要です。

(3) 民間の年末一時金獲得と労働条件改善の闘い

1) JMIU は、厳しい経営環境の中、それぞれの支部が奮闘する中で、光軽金属 (2.07 ヶ月)・富士鋼業 (平均 8 万円)・三晃特殊 (0.5 ヶ月) の 3 支部では昨年を若干上回りましたが、明治機械では 3 期連続赤字を避ける中で 3 日間粘り強く交渉を重ねながら 0.7 ヶ月 (昨年 0.8 ヶ月) を何とか勝ち取りました。

2) 医労連はストライキを含む全国統一行動で前年を上回る回答引き出すなどして奮闘しました。

3) 生協労組おかやまは、焦点だった冬季一時金で、支給対象でないパートやアルバイトへの支給は勝ち取れませんでした。厳しい経営の中で、理事会が春闘時の約束を守り、正規は 1.35 ヶ月、パートは 0.96 ヶ月の回答をおこないました。

(4) 春闘と民間の賃金闘争

1) 2011 年春闘盛り上げの運動と統一闘争

①2011 年春闘は 1 月 29 日の第 37 回幹事会以降、2.23 地域総行動や 3.6 学習総決起集会などでデモ行進をしながら、県民・市民に景気回復をさせるための賃金引き上げや TPP 参加、消費税引き上げに反対する運動への支持を訴えてきました。県労に結集する産別の闘いでは、3 月 16 日の春闘要求回答指定日を境に、前日の集中団交をはじめ、翌 17 日の全国統一行動を成功させながら、回答引き出し、不況を理由とした賃金引き上げ拒否を許さない運動を強化しました。

②賃上げ交渉の結果、生協労組おかやまは交渉が 5 月 18 日までもつれ込むなどしましたが、再回答を引き出せず、県労加盟労組の回答は基本的に定昇のみとなりました。中でも医労連は林精研労組が看護師の初任給のみ 13,900 円引き上げ、津山医療生協が看護師のベア 800 円を獲得しました。山陽新聞労組では再雇用制度が新設され、5 年間で 15.5%の賃下げが合意されました。

2) 全国統一行動日に結集した運動

17 日の全国統一行動日では、100 名以上が天満屋商店街に集まり、TPP 反対の署名と震災救援募金に取り組みました。震災の最中では署名数は少ないと思われましたが、予想外に 34 筆という署名を集約し、募金は 126,196 円を集めることができました。デモ行進では 100 名の組合員が参加をして、「日本の農業を守ろう」と訴えました。

*賃上げ交渉では長期景気からの打開策が見えず、厳しい経営動向に押されてゼロ回答を押し戻すことができず、多くの組合が定昇に止まりました。JMIU は夏季一時金や賃金カット分などで、昨年の厳しい回答を若干ですが押し戻しました。山陽新聞労組では介護休暇や母性保護休暇などのワークライフバランスで会社の譲歩を勝ち取りました。賃金闘争は

全労連規模では非正規労働者の賃上げを中心として前進しています。すべての企業の業績が落ちているわけではなく、賃上げこそ組合員の生活改善と経済の再生への旗印を高く掲げて闘う必要があります。

3. 憲法改悪阻止、平和を守る運動

(1) 憲法・安保・核兵器のない世界をなどの宣伝・署名行動

1) 憲法改悪反対の運動

①憲法改悪反対共同センターによる宣伝行動は毎月定例で行われていますが、参加者が10人前後にとどまり、集まる署名数(10筆~20筆)も厳しくなっています。

②衆参両院議員の定数削減や自衛隊のソマリア沖海賊退治を理由とした事実上の海外派兵で、ソマリア隣国のジブチ共和国に自衛隊の基地建設(7月17日)を始めたことは重大です。自衛隊の海外派兵などを許さない活動が必要です。憲法審査会の規定づくりに執着する自民党の巻き返しは、国会運営への駆け引きもあって民主党が同調を始めています。

③憲法審査会規程が5月18日に参議院で可決されましたが、共同センターでは一貫して憲法を変える必要がないこと、そのための規定も必要がないことを訴えてきました。憲法審査会規定は全国的な反対運動の中で審議に入れない状況ができていましたが、震災復興会議の最中に短時間の審議で強行採決されました。

④民主党も自民党も憲法96条の憲法改正に伴う議員数の条項改悪するために議員定数の削減を執拗に狙っています。共同センターでは2011年1月から議員定数の削減案に反対する宣伝を重視してきました。この運動では、世論中にもテレビなどで誘導された根強い議員削減要求があり、市民の中にも署名には異論を唱える人も多く、説得に時間が掛ることから分かり易い宣伝が必要になっています。

*憲法闘争は長年の闘いがマンネリ化を生み、県労会議事務局中心の運動として闘いが縮小しています。単組規模の運動を再開させるための工夫が必要になっています。また、憲法共同センターの機能を発揮した総学習会や地域署名で運動を再構築させる必要があります。

2) 11.3 憲法公布記念のつどい

①憲法公布記念のつどい

・11月3日、憲法公布記念の集いが県総合福祉会館で開かれ、約200人が参加しました。つどいでは、俳優座所属の演劇家であり、日本平和委員会代表理事でもある有馬理恵さんを招かれ、「差別と戦争をなくすために」と題して講演を行いました。有馬さんは、自らの体験に基づいた平和と人権へのほとばしるような情熱と差別・偏見への奥深い怒りを釈迦内枢唄という自身の劇を紹介しながら演技を交えて話しました。あまり経験できない講演内容に参加者は圧倒されただけでなく、憲法を強く意識する集会となりました。

②安保宣伝と憲法改悪共同センターの運動を成功させるために

・安保宣伝などの取り組みを重視したため、憲法共同センターの会議が開かれず休業状態

になっています。今後は隔月^{かくげつ}にして会議を定着させる必要があります。

2) 安保条約破棄・普天間基地撤去の活動

①2010年3月に安保破棄実行委員会を再開して継続した宣伝・署名運動を展開してきました。普天間基地即時撤去の署名を岡山駅前毎月行いましたが、11月の署名では83筆を集約するなど大きな成果を収めました。学生さんなど若い人たちが積極的に署名に応じてくれたことが特徴です。11月28日には沖縄県知事選挙が投票日を迎えました。全国から多くの支援が寄せられ、岡山としても募金や朝日新聞への意見広告を組織しました。署名は最終的に6,843筆を集約しました。

安保学習会では、11月16日に浅井基文（広島平和研究所）さんを招き、さん太ホールで開催し75名が参加しました。

②安保破棄実行員会が再開されて一年が経過していますが、安保条約破棄の運動は継続して宣伝・署名行動を展開されています。普天間基地撤去を求める運動では若者の反応があり、署名数も一定の水準(20筆以上)を保っています。震災後の3月の宣伝では募金が10,049円集まりました。5月から高江のヘリパッド建設反対の宣伝に切り替えています。若者が積極的に署名に応じてくれています。

・菅内閣は2010年12月に新防衛大綱を決定しました。安保宣伝ではこの問題を重視して普天間基地撤去の運動と合わせて取り組みました。また、6月に入って、新防衛大綱DVD学習や6.23安保のイロハ学習に取り組みました。中央安保実行委員会では「安保を学ぶ全国500カ所運動」が提起されています。

③3月2日の15時過ぎ、米海兵隊岩国基地を飛び立った戦闘機（F/A-18ホーネット戦闘攻撃機とみられる）2機が津山市上空を低空飛行し、爆音直後に、同市上田邑（かみたのむら）の井口貞信さん宅の土蔵が全壊しました。目撃証言をもとに共産党岡山県委員会が高度を測定した結果、地表から30m～40mの高さだったことが判明しました。県平和委員会が現地調査を行い、3月9日、岡山県に飛行ルートや高度を調査し土蔵被害と低空飛行の因果関係を明らかにし、早急に謝罪と補償を米軍に求めるよう申し入れました。この申し入れには県労会議の議長と事務局長が同席しました。

・岡山県知事や津山市長も現地調査を行い、津山市長は中国四国防衛局に因果関係の調査と保障を要請しました。県議会も意見書を国に送付しました。

・県安保破棄実行員会は5月の宣伝からこの問題を取り入れ、沖縄の問題と合わせて、低空飛行の中止と岩国基地からの米軍の撤退を求めています。

④日本平和大会（in 佐世保）への参加

・2010年12月3日～5日にかけて佐世保で第24回の日本平和大会が開かれました。1200人が参加する集会となりました。岡山県からは昨年と同じ17名が参加しました。

3) 核兵器廃絶と被爆者援護、国連軍縮総会と原水爆禁止世界大会に向けた運動

①県原水協に結集した署名活動

・県原水協は広島の世界大会や長崎大会後も街頭での署名活動を続け、「国連軍縮総会に向けて核兵器廃絶署名を届ける」として署名運動の高揚をはかるとともに、12月6日まで毎月欠かさず署名・宣伝活動を行いました。日本原水協は2月15日を期して新しい国民署名「核兵器全面禁止のアピール」署名（核兵器禁止条約の交渉を開始せよ）をはじめました。県原水協は東日本大震災直後の3月15日から24日にかけて、核兵器全面禁止の新署名への賛同を求めて、全県の自治体訪問キャラバンを行いました。結果はすべての首長・議長の賛同を得ることができました。また、震災後の3月16日の署名宣伝行動では震災募金18,091円を集めることができました。

・7月16日から26日にかけて県内を国民平和大行進が通過しました。岡山県労会議は事務局員1名を県内通し行進者（医労連から女性が1名で2名）として派遣するなど、その成功のために奮闘しました。連日100名前後が行進に参加し、青年の結集が広がるなど近年にない盛り上がりを見せました。7月20日は県労会議担当日となり行進の先頭に立って歩き、行進ニュースも発効しました。

・8月3日からの国際シンポジウムと5日からの広島大会、7日～9日の長崎大会に代表を派遣して大会成功のために奮闘しました。

②川中優子原爆訴訟支援の取り組み

・一審で敗訴した川中裁判ですが、本人は控訴して改めて「原爆症認定訴訟を支援する会」が組織されました。11月23日には日本原水協の理事であり、物理学者の沢田昭二さんを招き、学習会が開かれ37名が参加しました。その後も学習会が開かれ福島第一原発事故などもあり、放射能や内部被ばくに対する関心も深まる中、県民運動としても発展しています。

4. 雇用破壊との闘い

(1) 派遣切り、労働者支援の活動

1) リストラ・派遣労働者支援の取り組み

県労会議が中心となって組織するリストラ生活支援センターの活動は①倉敷ほっとスペース25、②岡山派遣労働者支援センターを拠点として活動していますが、2つのセンターのもつ一時宿泊所と岡山市と倉敷市が民間に委託している一時宿泊所も含め、常時満杯の状態が続いています。こうした状況から行政機関の一層の支援策が求められていますが、県も当該2市も消極的なことから、国が11月26日に行ったワンストップサービスが注目されました。しかし、9人の利用に終わり、支援が必要な人が本当に利用できたのか不安が残されました。9月1日の定例早朝宣伝では全国弁護士会が一斉に行う雇用・生活相談ホットライン宣伝を行いながら、岡山弁護士会が11月19日～20日に行う街頭労働相談への支援を模索してきました。結果的に岡山連合や県労会議が協力団体として参加することになり、年越し派遣村に頼らない運動が前進したことを示しています。

***2011年にはいつから岡山派遣労働者支援センターは対象となる派遣労働者の利用が減**

ったことから6月末でセンターを閉めました。リストラ生活支援センターは6月末で倉敷ほっとスペースの独立採算が軌道に乗ったことから2つの支援センターへの支援金を打ち切りました。県労美作は携帯電話の支援を継続しています。

(2) 雇用確保の運動と県就職連の活動

1) 就労支援の取り組み

・労働者派遣法の抜本改正や派遣労働者の就労支援の問題点などを訴えて街頭宣伝に取り組みました。また、県就職連に結集して労組・民主団体と一緒に就労難解決のために奮闘しました。

・11月2日の県教育委員会を皮切りに、県就職連として11月4日の労働局、11月9日は県労働政策課への要請行動を展開し、新卒高校生の就職に対する行政の対応を求めました。また、県就職連として2011年1月11日に「働くあなたに贈る権利手帳」を県立高校卒業生13,000部に送付しました。

・2010年は、10名の就職支援員が配置されており昨年と比べて対策は進んでいるものの、高校生の有効求人倍率が0.60倍(7月31日)と昨年以上に厳しい状況でした。県就職連が10月末に実施した高校生就職内定調査では、県全体で68.2%でした。2011年3月末の就職決定実態調査(アンケート)では95.2%であり、労働局の96.4%と比べると開きがあります。特に、定時性通信制、総合学科、女子生徒などの就職は厳しい状況が続いています。

・県教委の高校生就職アドバイザーやハローワークのジョブサポーターなどの就職支援は現場からも肯定的な回答が寄せられました。

(3) 労働相談、地域労組の活動

1) 労働相談活動と全労連のホットラインの取り組み

県労会議に寄せられる労働相談は、件数が月30件前後で推移していますがメンタルな相談ケースが増えています。1件の相談に1時間以上を要するケースが出てきており、過労死センターの取り組みと合わせて、相談員の研修や学習を重視して取り組んできました。経営難あり、使用者の退職強要や一方的な賃金の引き下げ、セクハラ、いじめの相談の割合が増えているのも特徴です。全労連が全国一斉に取り組んだ11月29日~30日のホットライン相談ではテレビなどを見たとして10件の相談が寄せられました。

2) 地域労組では大会以降、39回の団体交渉を行い、未組織労働者の権利擁護のために奮闘してきました。常勤の相談員が2名になったことで交渉や組織化にも力を入れることが出来るようになり、1年間に15件の解決をはかってきました。また、県労働委員会の活用は3件となっています。

・6月に入って、アサゴエ工業(御津町)に派遣されているナイスプランニング(人材派遣会社)で働くブラジル人労働者などが岡山地域労組に組織され、ストライキを構えた交渉の結果、社会保険や労災問題で前進的的回答を引き出しました。

3) 労働相談大型看板の設置

2010年11月7日、イオンモール倉敷の駐車場出口正面に大型看板を設置しました。労働相談は電話帳によるものが大半ですが、インターネットによる相談も増えてきました。相談の契機となる宣伝物を増やすことが必要です。

(4) いのちと健康・労働安全衛生の取り組み

・岡山県労災職業病過労死連絡センターは12月11日、2011年度総会と研修会を岡山市きらめきプラザで開き73名が参加しました。

総会の情勢報告の中で、雇用者の中に自殺者が増えている実態や労災認定が減少している実態が報告されました。

今回の研修テーマはメンタルへの対応として労働安全衛生の課題を推進する立場で心の病をテーマに2回の講演を設け、①「心の病気の理解のために」講師・林英樹さん（林病院院長）と②「職場復帰支援の実際」講師・大槻久美子（産業カウンセラー）が話をしました。最近では労働相談もメンタルな相談が急増しており、時間がかかるようになってきました。過労死連絡センターの取り組みはこうした要望に応えたものとなりました。

・2月26日には第2回メンタルヘルス研修講座が開かれ、「職場復帰の問題点と解決に向けた提言」と題して臨床心理士の谷原弘之（林精神医学研究所）さんが講演を行いました。職場ストレス研究の歴史を述べながら、職場ストレスの4つの因子から心理社会的ストレスから職場の人間関係を上げ、1988年に米国の労働安全保健研究所が職業性ストレスモデルや職業性ストレス調査票を作成していることを紹介し、このモデルを基本として復職支援をしているとしました。メンタルヘルス講座は5月28日にも第3回の講座が開かれました。7月2日には山口県で働く者の命と健康を守る第3回中四国ブロックセミナーが開かれ、170人が参加（岡山から17名）しました。

・一連の取り組みは、岡山県労会議が「いの健」の全国理事として責任を果たし、中国四国ブロックでの活動が活性化が図られていることを物語っています。

・参加者からは、今日の労働強化や人間関係に弱い最近の若者の状況に対応する上で参考になる企画となると好評でした。

(5) じん肺・アスベストをなくす取り組み

・10月4日建交労は「なくせじん肺キャラバン」で岡山県を訪問して、県庁や労働局、農政局に対し要請行動を展開しました。毎年新たに1000名前後の労働者が認定されています。最近ではアスベスト粉じんの対策や被害の早期救済が課題となっており、これまでも全国キャラバンを軸に67件の勝利判決や100件を超える和解を勝ち取ってきました。

・トンネルじん肺では対策を義務付ける法律もでき解決に向けて進んではいますが、救済や法律の改善は整っていません。県への要請行動では、岡山県は「アスベスト除去作業では行政としての監督・指導を行っている。ただ、改善にあたって勧告はできず指導となっ

ている。アスベスト調査ではアンケートに答えているのは7割～8割」と報告しました。労働局の要請では、石綿の健康管理手帳は約1900人に交付されていることが明らかにされました。農政局は「H19年の裁判で和解が成立し、土木工事の積算基準や8時間の労働時間規制も義務付けられた。現在、トンネル工事の予定はない」と話し、財政難から新たな計画もしていないと語りました。

* 県労会議はじん肺を通して県や労働局の姿勢を知ることが出来るが、アスベストやじん肺の実態も建交労の交渉を通じて把握でき、重要な交渉となっています。

(6) ディーセントワーク宣伝と結合した公務員削減反対の運動

ディーセントワーク宣伝の中で地域主権改革に関わる保育行政の規制緩和や後期高齢者医療制度の広域化、年齢の引き下げに反対する宣伝を行いました。また、公務員削減など国と地方で行われている財政難や交付税削減を理由とした行財政改革では、国民の権利やサービスが低下し、職員は人員削減と非正規化で超過密労働を強いられていると訴え、自治労連や県国公と一緒にチラシ配布などの宣伝活動や署名に取り組みました。

5. 最低賃金の引き上げなど働くルールの確立や雇用を守る闘い

(1) 最賃闘争

1) 岡山の最低賃金は2010年11月5日発効として683円となり13円の引き上げとなりました。

・ 県労会議は9月13日に最賃審議会に最賃額に対する異議申し立てを行いました。9月27日に最賃額が委員会で決定したとの文書通達を受けました。9月17日には最賃専門部会委員任命除外で審査請求を行うなど粘り強く闘いました。

・ 全国的には730円と昨年比較で17円の引き上げとなりました。11月14日付けの山陽新聞では岡山県内821の小規模事業所調査で時間給が683円未満の事業所は全体の1.75%であり、財界がいう引き上げによって給与を払えない企業が急増するとか、倒産するとかの言い分が成り立たないことを示しています。しかし、景気の低迷で業績が伸びず人件費を減らして利益を出そうとする企業にとって、最賃の引き上げは抑制攻撃の対象となり来年の最賃をめぐる攻防の厳しさが予想されます。

・ 県労会議は最賃審議会の委員会開催当初から、要請行動や意見書提出など最賃体験を背景にした運動を連鎖的に行ってきました。一昨年が1円の引き上げだったことを考えると、2010年の13円引き上げは大きな成果ですが、今日の不況打開のカンフル剤にしたいという思いには届きませんでした。800円までにこのテンポでは9年を要します。私たちの運動をさらに強化して早急に800円にしていく必要があります。2011年は民主党政権が最賃引き上げのために中小企業支援策を予算に盛り込みました。震災の影響で全国的に景気が後退しています。これまで緩やかに上昇していた有効求人倍率は4月を境に悪化をはじめていきます。

2) 2011年7月11日第436回岡山地方最賃審議会が開かれました。これに先立ち審議会委員の改選がありましたが、結果として審議会委員推薦の機会を逃しました。担当官は後に、連絡があった時には公示期間終了していたと理由を説明していますが、真相は定かではありません。賃金室の対応は後退しており、意図的な排除とも思われる状況です。審議会の傍聴も公示ではなく、賃金室前に掲示するだけの対応になっていることは見過ごしのできない対応です。

・2011年は9月27日に2円を上げて最賃額を685円とする答申となりました。

3) 全労連の提起に応じて、毎月第3金曜日を中心にディーセントワーク宣伝を行ってきました。「働きがいのある人間らしい仕事」という意味には幅広く深い意味がありますが、県労会議では日本航空の整理解雇や派遣労働、震災の影響で失われて雇用問題などをテーマに宣伝を行ってきました。しかし、漠然とした概念であり組合員要求や結集に結びつかない弱さがあります。宣伝をするテーマの分かり易さなど学習が必要となっています。

5. 社会保障、増税、教育など国民・県民共同の運動

(1) 社会保障推進の取り組み

1) 岡山県社会保障推進協議会の全県キャラバン

・岡山県社保協は9月1日から3日までの3日間、社会保障の充実を求めて全県キャラバンを実施しました。今回は国保や生活保護、子どもの医療費問題など8項目の要請書にもとづいて各自治体の首長や担当者と懇談しました。

今回は、国が推し進めようとしている国保の広域化に関する問題を重点に、各自治体に対して国民的な議論をすすめるよう要請しました。これに対して、「国の動向を見守る」という姿勢を示しながらも「国が国庫負担率をあげないのであれば、県でみてもらわなければ国保が崩壊する」という危機感から広域化に賛意を示す自治体もかなりの数に上りました。国保が広域化されれば現在の後期高齢者医療広域連合のように誰も責任を負わない体制ができあがり、住民のいのちや健康は守られない」と問題点を指摘しました。

2) 県社会保障推進協議会の国保シンポ

・11月6日(土)、岡山駅前のサンピーチ OKAYAMA で朝日訴訟判決50周年を記念して、県社会保障推進協議会主催の国保改善運動シンポジウムが開かれました。シンポジウムでは芝田英昭さん(立教大学教授)が「生存権と国保改善運動」と題して講演を行い、県内の状況について3者が報告を行いました。岡山市社保協事務局長が岡山市の国保料引き下げの取り組みについて、川谷県社保協事務局長が県内キャラバンについて、赤坂岡山県議会議員が国保広域化の動きと問題点などをテーマに詳しく報告しました。芝田教授は講演の中で、「社会保障の貧困化が進み人間関係も希薄になっている。高齢者の不明事件が23万件も発生しているが年金と絡んでいるケースが多い。わが国は所得の再配分後の貧困率が高くなっていることが特徴だ。背景には高い保険料があります。国民健康保険は相互扶助だという人がいるが、憲法に定められた社会保障であり、お金のあるなしで資格証明

書を交付するやり方は間違い。政府は地域主権の名による保険制度の解体と営利企業の参入で医療・介護を儲けの対象にしようとしている」と批判しました。

3) 政府が進めている介護保険制度改悪

5月25日の衆議院厚生労働委員会で介護保険法改定案についての議論の中で、公的介護の在り方を左右する重大な問題点が多数含まれていることが明らかになりました。主な問題点は、第1に要支援者を保険から排除して、安上がりの総合サービスに置き換えられること。第2に24時間巡回型訪問介護・看護サービスの創設では、短時間の巡回サービスは認知症の高齢者にはなじまないことや事業所の募^{かあせんか}占化が進み利用者が選べなくなり、或いは事業者が撤退する可能性があること。第3に療養病床の廃止期限を2011年から2017年度末に6年間延長しつつ、新設は認めず廃止する方針になっていること。第4に介護職員による医療行為も研修負担が大きく離職に繋がる可能性が指摘されています。

4) 岡山市の状況

・岡山市社保協は8月21日に総会を開き国保の実態を報告しました。世帯数291,706のうち、国保世帯は103,005であり、滞納世帯は30,705、資格証明書世帯は1,705、短期保険証は5,450となり、国保の収納率87.40%まで落ち込んでいます。その原因は高すぎる国保料にあります。社保協と岡山市との毎年の協議の中で、国保問題の深刻さが共有され2007年度以降、政策的繰り入れがされてきましたが、それでも政令都市（19都市）の中で3番目に高い保険料だとして、国保制度の再生運動が提起されました。

・国保料を軽減する運動では、岡山市社会保障推進協議会が中止となって2010年10月7日、26,225筆の署名を岡山市に提出し国保料の引き下げを求めました。引き下げには至りませんでした。一般財源からの繰り入れで、値上げを食い止めさせました。

(2) 消費税増税反対の取り組み

消費税増税に反対する岡山県連絡会と岡山市連絡会は共同で宣伝・署名行動に取り組み、毎月24日を宣伝日として継続して取り組んでいます。「商売をしているが消費税は取らずに頑張っている。上がれば倒産だ」とする声は多く、消費税が上がれば、景気はさらに落ち込み中小企業が打撃を受けるだけでなく、やがては日本経済が大きく傾くこととなります。各界連絡会は今年4月の総会で確認した1000万対話宣伝に照らして、到達は752.4万筆(4/15)と報告していましたが、6月16日に1000万署名を確認して政府に提出しました。政府は東日本大震災を契機に税と社会保障の一体改革として2015年までに段階的に10%まで引き上げると決めました。

(3) 障害者の人権を守る運動

岡山市肢体障害者の会は11月20日、「第2回障害者の人権を考える学習講座」を開きました。この講座の中で障害者の家族の方が、「医療費の自己負担が家計を圧迫して、子どもの将来が心配される。岡山県は他県と比して障害者に対する保障が悪く困っている」と話

されました。岡山県は重度心身障害者等医療費給付の助成額（2010年度県予算）が対象者一人当たり最低の25,996円となることが明らかとなっています。集会の参加者は25人であり、障害者の人権を守る立場から県労会議の運動の構えが試されています。

（4）第10回地方自治研集会の取り組み

・自治労連など21団体の実行委員会が主催する第10回地方自治研究集会は1年前から岡山県実行委員会が組織され、10月16日から2日間、シンフォニーホールをメイン会場にして開かれました。県労会議は最低賃金の分科会を担当役員として、企画など決める事前の打ち合わせなどに参加してきました。全体の参加者2002人でしたが、岡山県から33団体が結集して取り組み704人が参加しました。その内実行委員会団体の参加者は264人で、実行委員会団体を除く県労会議の参加者は22名と奮闘しました。11月27日にまとめの会議が開かれましたが、好評で「文化を感じた」「元気をもらった」などの意見が聞かれ、団体の連携や交流など幅の広い運動と集会を成功させることができたことに共感する意見が聞かれました。

（5）教育問題

おかやま教育文化センターは2010年10月30日、子どもの貧困シンポ・パートⅡを開催しました。このシンポは、学校統廃合や全国学力テスト、多忙化が進む教育現場の非正規教職員問題、国連子どもの権利委員会で日本の教育制度がどのような評価を受けたのかなどを通して、1990年代橋本内閣以来の上からの「教育改革」とその具体化である教育行政が我が国の教育、学校、子どもたちを何処へ導き、導こうとしているのかの報告と討論で「教育改革・教育行政の貧困」を明らかにすることを目的に開催されました。

（6）母親大会の取り組み

1) 県母親大会が7月3日（日）津山市で開催されました。自治労連の大会や県学習協の学習のつどいと重なり、参加が困難となりました。7月30日（土）～31日（日）に開催された第57回日本母親大会では、岡山から300名、全国から8,500名が広島に結集しました。県労会議は2名の代表を送りました。

6. 組織拡大・強化の取り組み

（1）女性部

9月18日に女性部の総会を開き、新しい役員を選出しました。女性部はその後全労連の中央集会や単産・地方代表者会議に代表を送るなどして奮闘しています。

（2）青年部

・青年部は震災ボランティア報告会（5月19日）を契機に活動を再開して、会議の定例化

や学習運動が提起され議論が始まりました。再開のための準備会では懇談会が継続されています。

(3) パート・臨時労組連絡会

・毎月定期的に役員会を開き、最賃や交流会の検討を重ねてきました。2010年度は12月18日に定期総会を開き27名が参加しました。最賃引き上げでは今年は13円引き上げられ、不十分であっても10年間の運動の前進が実感できる成果を挙げました。全労連がディーセントワークの運動を展開しており、これに結集する具体的な運動が求められています。総会時に行われた「ジェンダーの学習」では運動の方向性が見える学習会となりました。

・2011年5月14日～6月12日まで最賃体験を行い、6月18日に報告会を開きました。

・6月18日には交流集会を行い33名が参加をして、元岡山市議会議員の崎本とし子さんの「震災対策」をテーマにした講演を聞き入りました。

*組織問題の議論に関わって

・組織拡大では医労連が組合員を増やしていますが、その他は減少傾向が続いています。

2010年度第1回常任幹事会で組織問題についての議論を呼びかけましたが、日程調整がつかずに中断したままになっています。今後は小委員会を設けて、具体的な議論をする必要があります。方針提起と同時に各組合の現状や取り組みを交流しつつ、拡大を追求する必要があります。学習会を基本に位置付けて、分野ごとの結びつきを活かし、非正規職員の組織化等では組織横断的な取り組みなども工夫しながら力を集中することが必要です。

7. 争議組合支援の活動

(1) JR採用差別事件の解決をもとめる活動

・雇用の課題が残るもののJR採用差別事件の和解が成立して以降、目立った運動ができていませんでしたが、4月25日に国労主催で、「JA福知山線列車脱線事故を問う集会」が開かれ、70名が参加しました。

・JR採用差別事件では政治解決を前提に、民主・社民・国民新党の3党が6月10日に、国労組合員332名のJRへの雇用を求めて国土交通省へ対応を要請していました。しかし、JR側は「不採用問題は解決済み」とする回答をしたため、組合員の高齢化等を理由に国労は「闘争継続は困難」と判断して7月の大会で闘争終結を宣言しました。

(2) 通信労組の継続するNTT裁判闘争の結果

・NTT11万人リストラに反対する通信労組との団体交渉に、NTT西日本会社が誠実に応じなかったのは不当労働行為だと認定した東京高裁判決を不服として、NTT西日本が上告していた裁判で、2011年5月23日、最高裁が上告不受理の決定を行い東京高裁判決が確定しました。昨年の東京高裁判決では、NTT西日本が通信労組とNTT労組の間で

組合差別を行っていることについて、「同一企業内に複数の労働組合がある場合には、使用者には各労働組合との対応において平等取扱い、中立義務が課されている」と指摘していました。「50歳退職・再雇用賃下げ」のリストラを拒否した労働者を遠隔地に配転する前に申し込まれた団体交渉を拒否したことについて、「労働者の労働条件や生活環境に多大な影響を与えるものであるから、配転の基準や手続きなどの実施方針は、労働条件に関する事項であり、義務的団体交渉事項になる」として、誠実交渉義務に違反するとしていました。

(3) 日本航空争議支援

・日本航空が12月31日に165名に整理解雇を行うという通知を12月17日に行ったことに対して、不当な解雇に抗議する宣伝やファックスによる抗議の取り組みを行いました。整理解雇後も稲盛会長が「解雇は経営上必要がなかった」と居直っていますが、整理解雇の4要件を侵害する発言に全国から抗議と、争議支援の声が上がりました。県労会議は一貫して解雇の不当性を訴え、日本航空が国の支援で成り立っていながらも赤字解消の責任を労働者に押し付けるのは間違いだと宣伝してきました。

8. 革新県政をめざす取り組み

(1) 革新県政をつくるみんなの会の取り組み

県労会議は事務局団体として活動しながら、会の規約整備や4期目の折り返し地点に立った石井県政が県民福祉に背を向ける実態を浮き彫りにしてきました。石井県政は民主党政権が進める「成長発展戦略」の名による「規制緩和」、財界・大企業支援、法人税減税と消費税導入などの施策を積極的に推進しようとしています。11月24日は地域主権改革と県政の関わりをテーマに学習会を開かれ、各運動分野からは運動課題が提起されました。

Ⅱ 2011年度方針（案）

【2011年運動のスローガン】

すべての労働者の賃上げ・雇用確保を 実現しよう 内需主導の日本経済

1. 労働者を取り巻く情勢の特徴

(1) 震災・原発事故対策をはじめとして、国民の期待を裏切る菅首相

東日本大震災と福島第1原発事故に対する菅首相の対応は、24万に自衛隊の内10万6千人を被災地に投入するなど国民の期待を集めました。しかし、仮設住宅の確保や被災地の生活環境改善に対する支援が遅れた上に、原発事故への対応が東電任せで首相の指導性が発揮されてないことへの国民の怒りが首相民主党政権への失望を深めました。

国会は首相の退陣を巡る駆け引きが続き、復興のための議論が置き去りにされました。

また、全国から集められた義援金が4割（7月）しか届けられず、国民の政治に対する信頼は裏切られる形となりました。

首相退陣を政争の陰で、大連立とも言える事態が進行しており、自公両党が首相不審任案を出した6月以降は、まさに密室談合とも言える動きが露骨に表れています。復興基本法は政府案に「復興庁」や「復興特区」が盛り込まれ、肝心の被災者の生活基盤の回復や国の責任で復興する要の議論が欠落したまま6月20日の参議院本会議で成立しました。

全国的な原発廃止の世論にも関わらず、菅首相は静岡県浜岡原発の中止を要請しましたが、海江田万里経済担当相が根拠もなく停止中の原発再開を自治体に要請するなど大企業・電力会社の立場に立った政策を露骨に押し通そうとしています。菅首相は原発依存からの脱却とは言いつつも、基本的に個人的な考えとしました。また、廃止は言わず、財界の要請にしたがって原発再開に向けたストレステストや安全確認を露骨に押し出そうとしています。一方で原発被害者への補償金は国も支援する形で税金を使おうとする姿勢を見せていることも重大です。

（2）憲法改悪・議員定数削減、日米同盟強化をねらう民主・自公の政策

憲法審査会規定の参議院での審議抜きともいえる採決強行や、鳩山首相の非常事態条項挿入発言、憲法96条に定める改正手続きの国会議員3分の2条項の改悪発言など、震災直後から露骨な憲法改悪の動きが強まっています。また、国会では復興構想会議の理念には地方公共団体は国の定める基本方針を踏まえ復興施策を講ずる「責務」があると定められ、「上からの押し付け」が可能になる仕組みとなっているは重大です。消費税の増額やTPP参加に道を開き、新成長戦略の範囲で支援していく内容です。政府はこうした政策を議員定数の削減で、少数政党を国会から締め出し、批判勢力を国会から排除することで、財界主導の悪法を成立させようとしています。震災復興の議論の中でも政府は年間二千億円、5年間で一兆円の思いやり予算を平然とアメリカ軍のために差し出そうとしています。また、沖縄普天間基地の辺野古への移設問題では、6月21日に日米安全保障協議委員会（2プラス2）がワシントンで開かれV字型の滑走路建設を合意しました。また、アメリカ軍のグアム移転に関わり移転費の増額がアメリカから要請されていますが、菅民主党政権はこうした露骨に迎合する姿勢を示しています。また、こうした日米同盟強化を後押ししているのが自公の両党です。

（3）悪化する被災地労働者の暮らし

震災が日本経済に与えた影響は甚大なものですが、この震災によって東日本の経済は壊滅状態になりました。震災直後にも、非正規労働者の数百人規模の雇止めが起きています。また、福島第1原発に事故によって、故郷を捨てて避難者生活をせざるを得ない人達の雇用や営業・営農の問題などは深刻です。震災を理由にした雇用破壊も深刻です。パナソニックやソニー、仙台空港で働く施設でも被災者を大量解雇する事態が進行しています。震

災の影響で仕事が減り、失業・減給などの事例が全国的に発生しています。一部の産業や企業では際限のない長時間労働が広がるなど、労働者が使い捨てにされる状態が続いています。被災地では雇用の確保と住民の自立が必要にも関わらず、がれき撤去に従事する労働者の1日の賃金が6千円程度しか支払われていません。最賃額の引き上げも含めて、被災地復興のための有効な政策が求められています。しかし、政府はまともな雇用対策を怠り、派遣会社の窓口相談を認めるなど民間任せの対策であり、被災地住民の自立には責任ある対応とはなっていません。また、派遣会社がはびこり、低賃金でしか働くことのできない労働者が急増しています。

(4) TPP 関連では11月12日～13日にアメリカ・ホノルルで開催される APEC 首脳会議が大きな節目になります。大震災復興を口実にした「構造改革」再強化に向けた政治の大連立が現実味をおびる中で国民的な運動が課題となっています。また、「社会保障と税の一体改革」をもとに、子ども手当の見直しと・子育て新システムへの制度改悪や介護報酬の見直し、年金改悪、生活保護基準の見直し、雇用保険・退職者支援制度での保険者負担の見直しなど2012年度の予算編成に関わる議論が一体で進められようとしていることも重大です。

2. 岡山県の経済・雇用情勢の特徴

(1) 県財政

岡山県は2月15日、県議会に対して2011年度の予算案を示しています。マスコミは、「2年ぶりのマイナス予算」「行財政改革プランに沿って久方ぶりの黒字」等と報じていますが、黒字の要因は職員の給与削減による効果であり、黒字が景気対策や雇用確保へどう影響していくのかが注目されるどころです。黒字の原因は単に職員の賃金削減によるもので、県財政や県の活力は依然として厳しい状況が続いています。

1) 県の活力減や地域の疲弊を招いた原因が国からの収入減だけではなく、特に小泉政権のもとで強行された構造改革や三位一体の改革、市町村合併の旗振り役として推進してきた石井県政の姿勢に大きな原因があります。

・県財政悪化の原因は以下の3点が主な原因として考えられます。

ア、地方交付税の削減(2004年以降毎年350億円規模の削減)

イ、義務教育費国庫負担の削減(491億円から260億円へ53%に削減)

ウ、法人税減税による税収減(10年で1271億円減)

2) 財政危機の中で、雇用者の報酬はH9年～H19年の11年間で3兆9547億円から3兆6624億円と2893億円(マイナス7.3%)も減少しました。一方で企業所得は1兆3212億円から1兆6963億円へ3850億円(プラス28%)増加しています。特に個人を除く民間法人所得は141%増加しており、格差と貧困は明確に数字となって現れています。

(2) 雇用情勢

1) 失業者に対し県が直接雇用する緊急雇用事業は 8,058 人の雇用創出効果を期待したものと なっています。しかし、雇用期間が 6 ヶ月以内でしかも 1 回に限り更新可という内容のため失業者の生活の安定を保障する内容にはなっていません。介護・医療・農林業の重点分野における雇用創出でも 1 年契約と雇用期間に定めがあるため、未就職者・失業者の生活の安定、また、人材不足の解消に配慮しているとは言えません。人材育成を含め長期の雇用対策が必要です。

2) 岡山労働局の報告によると、今春の岡山県内の大学卒業生就職決定率は 87.7% (2011 年 3 月現在) でした。1991 年度の調査開始以来 3 番目の低さを記録しています。女子の就職決定率は 88.0%、男子は 87.2%と過去最悪の結果となっています。

石井正弘知事、竹井千庫教育長、大崎真一郎岡山労働局長らは合同で県内の経済団体を訪ね、来春の新規学卒者らの採用枠拡大、東日本大震災被災者の積極雇用などを要請しました。岡山県商工会議所連合同連合会の岡崎彬会長は「機会を捉えて周知する」と応じたとされています。また、要請文には障害者雇用の確保なども盛り込まれています。

3) 岡山県は、厚生労働省から交付された、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」、「ふるさと雇用再生特別交付金」を財源に基金を造成しています。この基金は離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して短期の雇用を保障するものですが、「地域ニーズに応じた人材の育成」「地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する」などの謳い文句が躍る割には、長期の雇用は地域任せになっているのが実情です。

・震災に関して、岡山県は地方に避難している被災県民への対応として、当面の雇用の場を提供という名目で 10 名枠の県臨時職員の求人を行っています。しかし、その対応は臨時の雇用であり、生活を全面的に保障する対策とは言えません。

4) 岡山県内の正社員有効求人倍率は 2011 年 4 月時点で 0.86 倍であり、前年と比べて 0.01 ポイント減少しています。一般職業紹介状況は月間有効求職者数 41,916 人に対して、月間有効求人数 32,949 人となっています。休職者の内 3,419 人が就職しているとの結果が報告されています。岡山労働局が発表した「平成 22 年度岡山県内における雇用施策実施方針」の概要では、「雇用のミスマッチ解消のための的確な再就職支援と労働者がその能力を十分に発揮するための労働市場の整備」を行うとしています。国の施策として、4 年以内に最低賃金を計画的に 800 円に引き上げる計画を策定しました。中小企業に対しては必要な経費について支援をすることで、賃金引き上げに伴う業務改善経費の 2 分の 1 (上限 100 万円) を支払うとしました。

・2 月 15 日に開催した第 11 回雇用対策本部会議では、中小企業に対する経営支援や新規学卒者等の若者に対する就職支援、地域における雇用創出や経済の下支えなどで総額約 864 億円、雇用創出効果約 8,800 人の経済・雇用対策等については平成 23 年度当初予算案に盛り込むとしています。

・平成 23 年 2 月時点で、岡山県内の賃金・労働時間の動きは、1 人平均月間給与総額は

257,300 円で、前年と比較すると 0.9%減少しています。一方で、1 人当たりの所定外労働時間は 11.6 時間を前年と比較すると 3.6%増加しました。

・厚生労働省が 5 月 31 日発表した都道府県別の 4 月の新規求人数（季節調整値）は、西日本を中心に 22 府県で前月より減少し、東日本大震災後の雇用情勢の悪化が全国に波及していることを示しています。新たに企業から受け付けた新規求人数の落ち込みは岡山県で 14.0%減少しています。最も減少幅が大きかったのが三重県で、16.1%減少。続いて滋賀県の 14.5%減少となり、西日本の減少率が目立った結果となっています。被災地からの部品調達が滞って製造業の生産効率が悪化し、採用を抑制したことが要因にあるとの見解を厚生労働省は示しています。一方、北海道や東北、関東では新規求人数が増加しました。増加率は宮城県が 72.2%増加と最も大きく、福島県が 65.5%増と続きました。3 月に求人が落ち込んだ反動や、復興事業の求人が出たことが影響していると思われます。政府は、被災者を一定期間以上雇う企業に助成金を支給するなどの雇用支援策を実施していますが、西日本にはこの政策の恩恵を受けていません。厚労労働省は「震災の雇用への影響は西日本にも広がっている」と分析し、全国的な雇用の改善を目指すとしています。

5) 岡山県労働局雇用均等室が受理した 22 年度の相談件数は 3,705 件でした。そのうち 3,288 件が育児・介護休業法に関する相談でした。21 年度と比較すると相談件数は約 2 倍に増加しています。妊娠・出産、育児を理由とする不利益取り扱いに係る相談は 124 件あり、昨年と比較すると 12 件の増加です。また、20 年度は 89 件だったことからすると年々増加傾向にあります。

(3) 県内企業の動きと経済情勢

1) 東日本大震災の影響で打撃を受けている県内の中小企業の動きに関して、県中小企業団体中央会は同会が 4 月 20 日までに実施した調査結果（537 組合が回答）によると、「事業拠点の影響など直接的な影響がある」が 4%で、「間接的影響を大きく受けている」が 21%、「やや受けている」が 28%、「今後影響を受ける見通し」は 21%で、合わせて 74%が「影響がある」と回答しています。同会では、「風評被害への対策」や「資材の買い占め防止」「値上げの監視」「適正な材料配布」等を県や国に要望している、としています。県内では自動車などの生産ストップが目立ちますが、今後、中小への影響が懸念されます。

2) 岡山県商工会議所連合会は東日本大震災の影響について緊急調査を行いました。結果は、回答があった 489 社のうち、自社工場・営業所や取引先企業の被災、行事の中止によるキャンセルなど、既に直接・間接に被害・影響を受けた企業と今後被害が出ることを懸念している企業を合わせると 400 社(82%)にのぼりました。「従業員の自宅が損壊」、「営業所のあるテナントビルが被災」など直接の被害が出た企業は 61 社です。その他にも「岩手・宮城からの原材料の仕入れが止まり操業に支障あり」(製造業)、「会議・宿泊のキャンセルが発生」(サービス業)、「原材料や資材が高騰している」(建設業)などといった声が寄せられました。また、被害・影響の内容として最も多かった(複数回答)のは「仕入れ先の被災による支

障]で、約6割の企業が回答しました。対応策として最も多かったのは「代替仕入れ先の確保、新規販売ルートの開拓」でした。

3) 岡山県は5月2日から東日本大震災の影響で、資材や部品などが調達できなかった場合や、仕事が減少した中小企業に、新たな融資枠を設けて支援するとしています。融資枠は5千万円まで利率を0.3%引き下げ、1.55%または1.70%としています。

・経済への波及効果が高いとされる住宅リフォーム助成が農林部の2011年度の予算要求に盛り込まれました。県はこれまで県内産の木材を使用した新築住宅には助成をしてきましたが、11年度も20万円を上限として200戸枠で予算要求をしています。国の林業整備加速化・林業再生基金を活用して新築でも同基金で300戸を上乗せするなど、合わせて500戸に拡大しました。またリフォームにも対象を拡大して助成枠を150戸としました。こうした県産材使用のリフォーム助成は、日本共産党や県商連、森林組合などの要求が実現したものです。

4) 水島コンビナートでは、JX日鉱日石エネルギー水島製油所やJFEケミカル西日本製造所倉敷工場などが、ばいじん濃度を測定せず記録を偽装していた問題が発覚しました。排ガス中のばいじん濃度と窒素酸化物の測定は法で義務付けられており、3月23日には三菱自動車水島製作所の法違反が明らかになりました。県は、ばい煙発生施設108基の内18基が大気汚染防止法と公害協定に違反して測定を実施していなかったことを明らかにしました。また、県や市に対する設置や廃止の無届施設は258基もあり、「倉敷公害訴訟」の和解成立後13年もの長きにわたって県民・市民を欺いてきたこととなります。また、これだけの違反施設を放置していた県の責任も重大です。

5) 岡山県は5月31日に、東日本大震災の被災者支援のための費用を中心とした7億6800万円の一般会計補正予算案をまとめ、6月13日開会予定の定例県議会に提案しました。補正後の一般会計総額は6609億6500万円で、前年度同期比から0.6%減少しました。

歳出のうち、震災関連は5億4100万円で約7割を占めています。被災地の自治体業務を支援するための土木、農林の技術職員、保健師らの派遣に1億9600万円を充て、避難してきた被災者の雇用支援で採用する県臨時職員の人件費などに5300万円、県内に受け入れた児童生徒への奨学金など就学支援に4100万円を充てるとしています。

6) 岡山県が2011年4月13日に発表した、県民の貯蓄額の推移に関する統計調査では、岡山県では貯蓄率は上昇しているという結果が出ています。

この10年間県民の収入は減少していますが、それでも、年収の2倍以上の貯蓄が依然として保たれています。

こうした傾向は、長引く不況による将来への不安さらに、東日本大震災による消費意欲の減退などが要因と考えられます。

7) 2011年2月10日の山陽新聞ニュースによれば、岡山県警は県内の2010年の自殺者は451人で、原因は「うつ病」が前年より22.2%増え90人と4年連続でトップだったとまとめています。病気のほか、生活や失業などを苦にしたケースも多く、依然として長引く不

況の影があります。

(4) 安保条約・日米地位協定に関わる米軍機の低空飛行

3月2日、米軍岩国基地の米軍機2機が県北を低空飛行し、津山市上田邑(かみたのむら)の井口貞信さん宅の土蔵が崩壊しました。共産党や県平和委員会(県労会議議長と事務局長が同行)が県に対して「航空法の最低安全高度に違反している。県としても国に申し入れを」と求めました。対応した県の危機管理課は、「県民の安全、安心の確保重要であり、その立場で対応する」と答えました。その後、石井知事が現地を視察して米軍機の低空飛行の中止を求める考えを表明しました。県議会では自民党が提案した「米軍機の低空飛行の中止と米軍による被害の保障を求める意見書」が全会派一致で可決され国に対して意見書が提出されました。また、宮地昭範津山市長は中国四国防衛局(広島)を訪問して早急な調査と保障措置を求めました。

(5) 震災支援など県の対応

1) 岡山県内の震災県からの住民受け入れ件数は全体で23戸66名(5月27日現在)であり、岡山市が2戸10名、倉敷市が5戸13人(6月6日)を受け入れています。被災県からの相談件数は岡山市が55件となっています。

2) 岡山県は震災後の3月12日～5月31日までに、消防や警察、医療派遣などで1250名を派遣しています。5月以降は医療、保健、介護、事務派遣が中心となっています。

3) 岡山県知事は4月8日の記者会見で震災者に対する支援策として、就学面の補助では公立・私立高校の入学金・授業料の全額免除を決めました。企業に関しては生産拠点の受け入れをはじめ、空き工場の紹介や公的施設の賃料減免を打ち出しています。

(6) 防災対策

1) 岡山県危機管理課は、近い将来の発生が懸念される東南海、南海地震について、津波の被害想定などを尋ねる電話での問い合わせがあったことを発表しました。

2) 岡山県の想定では、東南海、南海地震が同時発生した場合、県南部で震度6弱、瀬戸内沿岸で2～3メートルの津波が発生するとしています。東日本大震災を受け、岡山県では独自に原発事故も想定した県地域防災計画の見直しに着手しています。

3) 岡山県の石井正弘知事は5月19日の定例記者会見で、東日本大震災を踏まえた県の地域防災計画見直しに向け、政府の復興構想会議メンバーでもある河田恵昭関西大教授(防災・減災学)ら9人による「地震・津波対策専門委員会」を6月上旬に発足させることを明らかにしました。地域防災計画のベースとなる大規模地震発生時の被害想定や防災対策を検討する方針です。石井正弘知事は専門委の提言を受け、「年度内での計画見直しを進めたい」と述べました。国の専門調査会の想定と県の想定が大きく食い違っていることが明らかになってきています。液状化被害について、国の想定では「揺れ」と「液状化」の合

計で約 5100 棟、岡山県の想定は 8819 棟としています。また、津波の想定は、国は 800 棟、岡山県は「被害想定をしていない」となっています。

4) 岡山県は中国電力に対して 4 月 11 日、島根原発の安全対策を申し入れました。

(7) 弱者に冷たい岡山県政を支える自民党

障岡連が H22 年 1 月 21 日に岡山県議会に提出していた「心身障害者医療費助成制度の改善を求める陳情書」は 3 月以降継続審議とされていましたが、1 2 月議会で自民党が単独で不採択にしました。

この陳情は、第 1 に岡山県心身障害医療費公費負担制度の自己負担分を、当面非課税世帯の低所得者 I・II の無料化求め、65 才以後に重度の障害者になった人にもこの制度の対象にすることを求めているものです。障害者への「単県医療費公費負担制度」は「障害者の対象」が 2 級までと狭く（広島県は 3 級まで）、所得制限（補助のもらえる範囲）も高齢福祉年金適用（年間約 40 万円、香川県 360 万円）と極めて低い。さらに「65 歳以上の新規障害者を認めない」という点でも劣悪な実態です。一方で自己負担額は「原則 1 割」で全国最高（広島は 800 円）です。

(8) 無駄遣いの付けはすべて県民に

石井県政は長く続いた長野県政以来の無駄遣い（チボリ、苫田ダム、吉備高原都市など）に対して「事業継続」の姿勢を取り続けてきました。その結果、市町村健康保険会計への県の繰り入れは全国平均の 12%（平成 21 年度）で、被保険者 1 人当たりの繰入額は全国平均が 257 円に対して、岡山県は 31 円となっています。また、公立学校の耐震化率は全国 36 位、芸術文化経費は 37 位という状況です。

(9) 失業・派遣労働者支援に消極的な県政

県は、昨年全国で展開された「年越し派遣村」の教訓から早めの施策の実施が必要であると認めています。失業して行き場を失った派遣労働者に対する支援はハローワークと市町村任せにするだけで、県独自の労働者支援策は見られません。

すでに満杯となっている「シェルター」の県としての確保予定もないとの見解です。また、年末の具体的な施策は、労働局が主体となる「生活福祉・就労支援協議会」での検討に委ねるなど消極的な態度に終始しています。（2010 年 10 月 12 日・県との懇談）

(10) 民主党の地域主権改革と石井県政

1) 民主党の成長発展戦略や地域主権改革は、これまで自公政権が進めてきた「地方分権改革」をさらに危険な方向に推進しています。

2) 9 月議会に私学協会から陳情されていた「国に対する私学助成の国庫補助制度の堅持の意見書」に対して、民主党県議団は「一括交付金に移行するので国庫補助制度の堅持は反

対」との態度表明をしました。民主党のこうした一括交付金化は教育に関する国の責任を放棄する重大な問題をはらんでいます。

3) 「後期高齢者医療制度の継続」と「国民健康保険の全県広域化」などで民主党は国の責任を放棄する方向を積極的に推進しようとしています。「子ども子育て新システム」では保育の産業化を許せないとして、保育関係者の願いを反映して国に意見書提出を求める陳情が自民・共産の賛成多数で採択されたことは教訓的です。

3. 運動の基本方向

(1) 震災からの復興、雇用の安定と社会保障充実による「福祉国家」をめざす運動

1) 震災復興と被災地域で働く労働者の雇用確保と働くディーセントワーク運動

ディーセントワーク運動では第1に東日本被災者本位の復興と地域再生重視の政策を求めて署名に取り組みます。第2は働くルール確立と労働者の貧困化解消に向けて、審議が止まっている労働者派遣法の抜本改正と有期雇用規制強化の宣伝を強化します。震災の影響を受けて、雇用環境は再び厳しくなっています。震災を理由にした雇用条件切り下げを許さない運動強めます

2) 最低賃金引き上げの闘い

岡山労働局賃金室の対応悪化から、十分な連絡・監視体制がとれず最賃審議会への推薦時期を逃してしまいました。改選されたすべての最賃審議会委員へ懇談の申し入れなども含めた対応を重視します。民主党政権が経済背長戦略に基づいて、中小企業への経済支援を打ち出すなど、有利な条件を活かし、広範な労働者国民の世論結集に向けて奮闘します。具体的には最賃宣伝の強化やパート・臨時労組活動の強化に取り組みます。

3) 「パート労働法」改正などによる「同一労働同一賃金」の制度実現に向けて

パート・臨時労組連絡会の活動を発展させ、パート労働者の権利拡大に向けた運動を強化します。雇用形態や性による不合理な差別賃金の解消をめざし、労働基準法や労働契約法、「パート労働法」などに均等待遇原則の明記を求めて運動します。

4) 「地域主権改革」に反対する運動と公務員賃金削減を許さない運動の強化へ

政府は震災の財源確保を理由に公務員賃金削減を閣議決定しましたが、公務共闘を軸にこれを許さず、地方公務員や民間へ波及させない運動に取り組みます。

政府は公務員の労働協約締結権を盾に、ストライキ権を労働組合に認めない方向で公務員改革を強行しようとしています。人事院制度を解体する一方で、給与は法律で決めるなど自主交渉権を形骸化しようとしています。公務共闘の宣伝活動はますます重要になっています。

5) 医療、介護保険、保育制度改悪に反対する運動の強化

保育制度の改悪を許さない運動では県保連や福保労などとの共同の取り組みを重視します。地域主権改革を許さない立場でさらに運動を発展させます。また、県の社会保障推進協議会とも連携して学習に努め、医療・介護の切り捨てを許さない運動として取り組みま

す。介護制度では、要支援者などの保険はずしが狙われ、療養病床の廃止を延長はしたものの17年度までとしていることは重大です。

6) 最低保障年金制度をはじめ国民の年金制度拡充の要求と改悪を許さない運動を

年金者組合の運動と連携しながら、現在、年金支給されていない人たちも含めた、最低保障年金制度の確立を求めて運動します。厚生労働省は、2011年5月23日に厚生年金と共済年金の一元化、受給資格年数の短縮化、年金給費年齢の引き上げなどを発表しましたが、2004年に100年安心の年金制度を謳い文句に自公政権が制度改悪を強行してから、わずか7年で制度疲労を起こした年金制度を、再び財源を理由に給付引き下げをねらう政府の無責任さは国民の政治への不信感とあきらめ感を増幅させています。年金制度への要求運動だけでなく、政治を国民の手に取り戻す運動が求められています。

7) 教育無償化子どもの貧困化など子どもの教育権や環境を守る運動の強化

高校授業料の無償化は震災復興の財源確保を理由に、自民党などから無償化廃止の声が上がっています。家庭への経済対策に見ならず、憲法に26条に保障された国民の教育権を発展させる運動としても、憲法を守り発展させる運動の中で発展させます。

8) 大企業・金持ち優遇税制、震災復興税、消費税増税に反対する取り組み

大企業の244兆円もの内部留保を社会に還元させる運動は、東日本大震災被災地への復興財源としても注目されるようになりました。国民の世論を喚起させ、復興税や消費税増税にその財源を求めようとする財界と菅内閣のねらいを許さない国民的な運動をつくっていく必要があります。社会保障と税の一体改革では2015年までに消費税を10%まで段階的に引き上げるとしました。国民生活を破壊する亡国の道に進む「大企業と日米軍事同盟」中心の政治を変えていく世論をつくる必要があります。

9) 日本航空の整理解雇を許さない闘いへ

日本航空は12月31日に165人を整理解雇しました。12月27日には全国的な支援共闘が発足して、国家的な不当労働行為を許さない闘いとして動き始めています。1月19日、不当解雇撤回争議団(146名)が組織され、解雇撤回を求めて提訴しました。県労会議は12月21日より、毎月駅前で民間団体も含めて昼休み宣伝に取り組み、裁判闘争を支援しています。今後とも署名活動や宣伝などに取り組み、日本航空の整理解雇と闘っている航空労組連絡会の闘いを支援します。

(2) 憲法改悪、日米安保条約破棄、核兵器の廃絶など平和と憲法擁護の運動

1) 憲法改悪反対の取り組み

憲法改悪反対県共センターの事務局として引き続き奮闘します。自民党など改憲勢力は震災を契機に「非常事態法が必要」などと改憲を叫び始め、2011年5月18日には憲法審査会規定案がまともな議論もせずに参議院で強行可決されました。共同センターの機能を高め、改憲を許さない運動を強めます。

2) 安保条約破棄諸要求貫徹岡山県実行委員会の活動

防衛省はアメリカ軍と一体となって海外で自衛隊が活動するために、これまで専守防衛としてきた防衛大綱を改め、中国や北朝鮮を意識した『動的防衛力』を構築しました。5月から高江のヘリパッド建設反対の署名宣伝に切り替えています。沖縄をはじめとした西南諸島への軍備拡張は緊張を高めることとなります。①沖縄の現状を知らせること、②日本全国の自衛隊基地が米軍との共同訓練基地化していること、③岩国基地から飛び立った米軍戦闘機が広島をはじめ岡山県の県北を低空飛行している危険性を県民に知らせる運動が必要になっています。

3) 原水爆禁止の運動と岡山県原水協への結集

毎月6の日に取り組む核廃絶の署名運動に参加してきました。核兵器廃絶に向けた新署名の成功のために全力を挙げます。広島・長崎大会成功のために代表を派遣します。

4) 衆議院・参議院定数削減反対の取り組み

12月3日に閉会した臨時国会では法案成立が55%とねじれ国会を反映して、衆議院・参議院の定数削減の法案は見送られました。通常国会では震災復興を理由にした大連立構想なども持ち上がっており、一気呵成に一票の格差是正を理由にした衆参両議院の比例定数削減案が強行採決される様相を呈してきました。国会情勢とタイアップした宣伝が重要になっています。憲法改悪反対県共同センターの運動強化が必要です。

(3) 知を力にした運動と組織強化に向けて

1) 討論集会や学習会の組織

原発時政策と自然エネルギーへの転換や日米安保、憲法問題など情勢に対応した課題学習は情勢を正確に捉えるために重要です。また、県学習協とタイアップした基本学習や青年向けの学習討論会を組織します。

(4) 地域総行動や学習決起集会を通じて、地域春闘の盛り上げを

1) 2月地域総行動

2) 3月県春闘共闘学習決起集会など

春闘共闘の特性を生かした幅の広い運動と学習を基本に、全県の仲間が総結集する取り組みとして、地域の仲間が知恵と力を振り充実した決起集会になるよう奮闘します。

3) 春闘の賃金回答速報などの情報発信に努めます

(5) ディーセントワークの運動

1) 働くルールが破壊され、働く者が物のように扱われる異常な日本経済をどう再生していくのかが問われています。労働相談に寄せられる解雇、賃下げなどの相談が増え、パワハラやセクハラも増えています。ILOの勧告にもとづくディーセントワークの運動を広範な県民に知らせ、働きがいのある人間らしい労働を追求します。

2) 労働相談は前年と比べて、増加傾向にあります。相談員の研修をはじめ学習会を強化

します。

4. 重点課題の具体的な取り組み

(1) 解雇、失業に反対し、雇用の安定を求める取り組み

- 1) 労働者派遣法の抜本改正、有期雇用に対する規制強化、男女賃金是正、均等待遇実現をめざす制度改善のための宣伝・署名活動を強化します。
- 2) 労働相談活動を強化して、無権利状態に置かれている労働者の権利を守ります。
- 3) 雇用拡大のための労働時間短縮を基本にした運動を強化します。
- 4) 県過労死センターと提携し、労働環境の改善、メンタルヘルスなど労働安全衛生課題に取り組みます。じん肺・アスベスト被害の闘いを支援します。
- 5) 公務員労働者の労働基本権確立をはじめ、公務員攻撃に反撃する宣伝を強化します。
- 6) 就職連に結集しながら新規卒業者、障害者、難病者などの就職支援に取り組みます。
- 7) 公契約条例制定の運動を強化しながら、公務員を増やして住民サービスを向上させる運動を強化するための自治体訪問に取り組みます。
- 8) 商工団体連合会などとの共同で、重税反対行動や消費税増税に反対する取り組みに結集します。
- 9) TPP協定の締結・実行に反対する宣伝・署名行動を強化します。

(2) 生計費原則に立った賃金、所得の確保をめざす取り組み

- 1) 全労連が提起する「賃金・所得の底上げこそ内需拡大、景気回復の鍵」をスローガンに雇用確保・ディーセントワークの運動を強化します。
- 2) 「全国一律最低賃金・時給 1,000 円実現の運動」を強化します
- 3) 均等待遇の実現と共に、同一労働同一賃金原則を確立する制度実現に取り組みます。
- 4) 賃金闘争における要求の組織、要求書の提出、ストライキなどを背景とした回答引き出しなどで統一行動を追及し、回答水準の引き上げをめざします
- 5) 税・社会保障の負担軽減と給付の改善による可処分所得引き上げをめざす「所得改善運動」を民主団体と共に進めます。

(3) 社会保障の拡充、消費税率引き上げ反対など国民的課題の取り組み

- 1) 社会保障闘争、増税反対闘争では、後期高齢者医療制度の即時廃止、医療費本人負担無料化や高すぎる国保料の引き下げ、地域における医療・介護体制の整備などの個別要求課題での運動強化を図ります。最低年金制度の確立、無年金者・低額年金者の解消など年金制度の抜本改善運動を進め、国民の生活を保障する所得確保に向けた運動を強化します。県社保協のキャンペーンや学習会に参加します。
- 2) 消費税率引き上げ反対、大企業優遇税制の是正を求める運動を進めます。消費税増税に反対する各界連絡会に結集しながら、政府が震災を契機に基幹税として消費税増税を含

む増税策に反対する運動を民主団体と共同の取り組みとして追及します。

3) 東日本大震災を教訓に災害時対策や支援拡充を求める全労連の運動に結集します。

公害、地球温暖化課題、食料を守る運動などで諸団体との連携と共同を追及します。

口蹄疫被害への対策を求める全労連の運動に結集します。

4) 岡山教育文化センターに結集して教育問題に取り組みに参加し、ゆきとどいた教育署名や30人学級実現の運動を推進します。

(4) 憲法改悪の策動を許さず、核兵器廃絶・安保条約をめざす取り組み

1) 改憲手続き法が施行され国会法改悪など、解釈改憲の条件整備が進められるもどすが、改憲反対に粘り強く取り組みます。憲法学習や宣伝・署名活動を進めます。

2) 憲法改悪反対岡山県共同センターの地域共同を追及します。共同センターの学習会や組織単位の署名推進に向けて奮闘します。

(5) 在日米軍基地の再編と自衛隊の機能強化に反対する取り組みを強化します。

1) 日本原基地の日米訓練機能の強化に反対する取り組みを進めます。

2) 核不拡散条約(NPT)再検討会議の成果を踏まえ、核のない政界をめざす全労連、日本原水協の運動との連携をさらに強化します。

3) 6・9 行動や原水爆禁止世界大会、国民平和前行進、平和大会、3.1 ビキニデー等の取り組みに積極的に関わっていきます。

4) 沖縄高江のヘリパッド建設反対など、安保破棄実行委員会の運動に結集します。

(6) 政治の民主的転換をめざす取り組み

1) 一致する要求での共同を広範に追求しつつ、国民本位の政治経済と非核・非同盟・中立・民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざして取り組みます。地方自治体の首長選挙等で、住民の暮らしと福祉を守る民主的な自治体をめざす闘いを展開します。全国革新懇運動に結集し、政治の民主的転換を求める世論喚起の取り組みを強化します。

2) 労働者要求の実現の立場に立ち、政治の転換、国政革新、地方政治革新をめざし、労働組合活動としての選挙活動を強めます。特定政党支持の押し付けや組織ぐるみの選挙に反対します。企業・団体献金の禁止を求める取り組みを強化します。国民主権を侵害する議員定数削減に反対します。公務員の政治的自由の回復を求め、不当弾圧に反対しま

3) 県民本位の民主県政をつくる会に結集して県政問題の認識を高め、県知事選挙を闘う準備を整えます。

(7) 秋闘課題と結合した組織強化・拡大を

1) 組織拡大月間(9月~12月)の設定で集中した拡大運動を

組織強化の要である組合員の拡大を春闘の柱に据え、統一行動や月間を設定して闘いま

す。労働組合の組織率は昨年と同じ 18.5%となりました。パートや臨時など非正規組合員を結集できる組織拡大の目標達成に向けて奮闘します。

2) 秋闘（年末一時金獲得・国民的課題の追求）にふさわしい地域活動へ

- ・民間の秋年末一時金獲得の闘いを支援します。
- ・国家公務員の給与削減に反対します。これに続いた地方公務員の賃下げに反対する運動を強化します。
- ・震災復興や原発ゼロ、自然エネルギーへの転換、経済再生などの地域活動の実現に向けて奮闘します。

3) 労働相談体制の強化と組織化の取り組み

労働相談件数はほぼ横ばいですが、震災の影響や企業の減産で雇用破壊が広がっています。求人が減少する中で、労働条件も悪化の傾向がみられ相談内容は深刻になっています。相談体制の強化と併せて1人でも多くの労働者に寄り添い援助します。

5. 労働組合の共同と組織拡大・強化

(1) 要求に基づく総対話・共同の取り組み

- 1) 要求の一致点を大切に、すべての労働者、労働組合との総対話と共同を追及します。
- 2) 人事院勧告無視の超法規的公務員賃金の削減に反対し、地方公共団体や民間への波及を許さない運動を強化します。
- 3) 安保条約破棄・普天間基地撤去、原発停止・削減など一致する要求での共同行動を重視します。

(2) 全労連の「組織拡大5カ年計画」最終年次の取り組み

- 1) 組織拡大計画を具体化させ、専門部を構成して議論を深め、単産と連携を強めます。
- 2) 不況打開、雇用確保、企業の雇用責任追及の取り組みを強めます。非正規労働者、青年、中小未組織労働者などに注目した取り組みを具体化します。
- 3) 組織拡大に関わる学習を強化しながら、運動を交流します。
- 4) 地域組織の活性化に向けた取り組みを具体化します。
- 5) 幹部育成をにらんだ労働組合運動の基本学習に取り組み、課題別学習やセミナーなど多様な形態の学習会を組織します。県学習協への団体加盟を含めて、学習を軸にした組織強化を図ります。

(3) 労働相談活動と階層別機能強化の取り組み

- 1) 未組織労働者や非正規労働者の労働条件やくらし改善の闘いのサポートを強めます。

震災を理由にした労働相談が増えつつあります。常勤の相談員の強化と併せて、組織化に向けて奮闘します。非正規労働者にも利用しやすくなった全労連共済を非正規労働者の

組織化に活用します。

2) 青年部・女性部の活動を支援し運動の活性化をはかります。

3) 「パート・臨時労組連絡会」の活動を強化します。

(4) 県のセンターとしての機能を重視して、組織拡大や政策を具体化します。

1) 機関紙、ブログ、ホームページを充実させるとともに、幅広く情報発信が出来るように工夫します。また、ブログは1年間の活動を具体的に振り返るツールとして役立っています。

(5) 共済活動の強化と同時に、新しい非正規共済（仮称）をいかした組織拡大や強化をめざします。

6. 当面する11年秋闘の課題

(1) 震災の財源確保を理由にした基幹税をはじめ増税路線に反対する闘い

1) 6月20日に成立した復興基本法は財界の新成長戦略をそのままに、「21世紀半ばのあるべき姿をめざす」として、大企業の競争力強化のための自由貿易や規制緩和を推進する狙いを示しています。一方で、復興構想会議が示した提言には、民間企業参入「水産特区」の創設や財源確保としての基幹税などで消費税増税に道を開こうとしています。震災復興の財源確保を口実とした増税路線を許さない闘いに全力をあげます。

(2) 最低賃金引き上げ、派遣労働法の抜本改正など雇用の安定と生活を守る立場での運動を強めます。当面する国会での取り組みに参加して、職場での運動に活かします。

1) 7月段階の意見書提出と専門部委員の推薦、8月段階の労働行政への改善要請、目安を示す段階での意見書提出など、節目での行動を重視して取り組みます。

(3) 震災復興・原発廃止に向けた取り組み

1) 震災復興支援・原発廃止など自然エネルギーへの転換を求める県民集会成功に向けて奮闘します。岡山県では9月11日に実行委員会主催で開催する原発ゼロ県民集会成功に向けて奮闘します。

2) 国民大運動規模で開かれる11月10日の秋季年末闘争・中央集会の成功に向けて奮闘します。

5) 毎月11日を全労連に結集した「イレブンアクション・デー」として、「被災者本位の震災復興の実現を求める宣伝行動、署名宣伝行動」として取り組みます。

4) 「福島原発事故の早期収束、被害の完全補償を求める要請」署名は、10月を末として取り組み、中央集会に集中します。

6) 自然エネルギーへの転換をめざして世論形成のための恒常的組織をつくって運動しま

す。学習を基本にしながら世論に訴える行動を展開します。

(7) 学習強化に向けた取り組み

①10月2日～3日に行われる全労連の第3回初級組合員講座（岡山・鷺羽ハイランドホテル）に参加します

②2012年10月6日～8日にかけて行われる全国学習交流集会 in 倉敷の成功に向けて、2011年秋から始まる実行委員会に参加します。

(8) 安保条約に基づく日米地位協定や沖縄の基地強化に反対する取り組みを強化して、11月24日～27日の日本平和大会（in 沖縄）に参加します。

(9) 9月12日～13日の高齢者大会（in 青森）の参加を援助します。

(10) 全労連は第25回大会で、安定した良質な雇用と社会保障充実による「福祉国家」をめざす取り組みの強化を方針化しました。大企業中心から労働者・国民生活重視の社会の転換を迫る流れをつくり出すために力を集中させようと、全労連「全国規模の集会」を11月19日～21日に開催します（全国集会2011）。集会の成功に向けて奮闘します。

(11) 臨時国会に向けて取り組み

1) 秋の臨時国会に向けて、労働者派遣法改正の審議入りと修正をめざす宣伝行動や中央への行動を集中します。有期雇用契約の規制強化や公務員労働者の労働基本権回復や公務員賃金削減反対の運動に取り組みます。（10月5日労働法制中央連絡会など）

2) ディーセントワーク宣伝を強化して、全労連が11月から始める新しい署名に取り組みます。

3) 保育改革に反対し、公契約条例制定の取り組みに向けた準備を始めます。

①保育を自己責任とする新システムでは、自治体の義務はずしに反対する運動を強化します。11月3日の開かれる中央集会の成功に向けて、福保労や県保連と一緒に学習会や中央集会に結集します。

②公契約運動の前進に向け、秋の段階で自治体へのアンケートに取り組みます。

(12) 秋年末要求の前進と非正規労働者の労働条件改善に取り組みます。

一時金の引き上げや要求組織など組織討議や学習を援助しながら、地域での交渉の活性化に取り組みます。

(13) 11月12日～13日に全労連規模で取り組み介護110番に県医労連と共催で取り組み

ます。

(14) 2011 年開催の第 20 回非正規労働者の全国交流集会成功 (in 岡山) のために奮闘します

(15) 2012 年春闘に向けた準備を始めます。

全労連が開く 2012 春闘討論集会 (12 月 2 日) に結集しながら、早期に準備を始めます。全国統一行動日に合わせた取り組みや産別統一行動への支援を強化します。